

# 正 誤 表

更新日 令和3年7月21日

## ●「田浦梅の里ほか7箇所、横須賀市立浦郷みなと緑地ほか2箇所および横須賀市立田浦青少年自然の家指定管理者募集要項」

10 ページ 4 申請の手続き (5) 申請書類提出方法

### 【誤】

ウ 提出方法

申請団体（共同事業体の場合は代表団体）が直接持参してください。必要な書類がすべて揃っている場合に限り、申請書類を受け付けします。（郵送、ファクス、電子メール等による提出はできません。）

提出する際は、2日までに提出日時を公園管理課に電子メールで連絡してください。なお、提出後の文書差し替え等を行いませんのでご了承ください。

### 【正】

ウ 提出方法

申請団体（共同事業体の場合は代表団体）が直接持参してください。必要な書類がすべて揃っている場合に限り、申請書類を受け付けします。（郵送、ファクス、電子メール等による提出はできません。）

提出する際は、2日**前**までに提出日時を公園管理課に電子メールで連絡してください。なお、提出後の文書差し替え等を行いませんのでご了承ください。

## ●「田浦梅の里ほか7箇所公園管理業務仕様書」

10 ページ 5 その他 (6) 自動販売機の設置

### 【誤】

エ 収入の取り扱い

自動販売機設置業務を通じて得られた売上のうち、10パーセントを横須賀市に納付金として納めること。ただし、納付時期・納付方法は別途定めるものとする。納付金を差し引いた残りの売上については指定管理者の収入とし、収入から設置に関する費用（自動販売機設置に伴い市へ納める公園使用料、電気料金、諸費用等）を差し引いた残りの収入を、指定管理施設の管理経費に充当すること。

## 【正】

### エ 収入の取り扱い

自動販売機設置業務を通じて得られた売上のうち、10パーセントを横須賀市に納付金として納めること。ただし、納付時期・納付方法は別途定めるものとする。納付金を差し引いた残りの売上については指定管理者の収入とし、収入から設置に関する費用（自動販売機設置に伴い市へ納める公園使用料、電気料金、諸費用等）を差し引いた残りの収入を、指定管理施設の管理経費に充当することができる。

## ●「旗山崎公園管理運営基準書」

### 8-3 ページ 基本管理 ※青字を削除

## 【誤】

### 1 警備・巡回

公園内を適宜巡回し、不審者や不審物の発見に努め、適正な処理を行う。また、施設の状態にも常に目を配り、安全で快適な公園環境の形成に取り組む。

夏休み期間、行楽シーズンなどは、必要に応じて夜間警備を実施し、犯罪の防止等に努める。

市及び各種団体等のイベントや集会在園内で実施される時は、主催者等と十分調整のうえ、適正な警備を実施する。

自主事業開催の際には、必要に応じて、来客数の予測をもとに警備計画を作成し、適正な警備を実施する。

駐車場管理の交通誘導を必要に応じて行うこと。また、料金徴収等を行う職員とは別に、交通誘導員を配置すること。詳細は人員配置表（様式6）のとおりとする。

※警備業務法第23条第4項に定める検定合格者のうち交通誘導業務に関わる一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員の資格を持つ者を1名以上配置すること。

## 【正】

### 1 警備・巡回

公園内を適宜巡回し、不審者や不審物の発見に努め、適正な処理を行う。また、施設の状態にも常に目を配り、安全で快適な公園環境の形成に取り組む。

夏休み期間、行楽シーズンなどは、必要に応じて夜間警備を実施し、犯罪の防

止等に努める。

市及び各種団体等のイベントや集会が園内で実施される時は、主催者等と十分調整のうえ、適正な警備を実施する。

自主事業開催の際には、必要に応じて、来客数の予測をもとに警備計画を作成し、適正な警備を実施する。

●「浦郷みなと緑地ほか2箇所管理運営基準書」

別表1 港湾緑地管理に係る主な業務内容

【誤】

別表 港湾緑地管理に係る主な業務内容

みなと緑地(浦郷・西浦賀・久里浜)

| 項目   | 必要管理項目   |             | 頻度       | 主な実施者    |
|------|----------|-------------|----------|----------|
| 許可   | 港湾緑地行為許可 | 公園の使用に関する許可 | 毎日       | 職員(委託不可) |
| 警備   | 園内巡回     |             | 少なくとも月2回 | 職員       |
| 清掃   | 園内清掃     | 日常清掃        | 巡回時      | 職員       |
|      |          | 不法投棄等       | 適宜       | 職員・委託    |
| 植栽管理 | 剪定       |             | 年1回以上    | 委託       |
|      | 除草       |             | 年2回以上    | 委託       |
| 小破修繕 | 補修・修繕    | 1件50万円以下    | 随時       | 職員・委託    |

【正】

別表 港湾緑地管理に係る主な業務内容

みなと緑地(浦郷・西浦賀・久里浜)

| 項目   | 必要管理項目   |             | 頻度       | 主な実施者    |
|------|----------|-------------|----------|----------|
| 許可   | 港湾緑地行為許可 | 公園の使用に関する許可 | 毎日       | 職員(委託不可) |
| 警備   | 園内巡回     |             | 少なくとも月2回 | 職員       |
| 清掃   | 園内清掃     | 日常清掃        | 巡回時      | 職員       |
|      |          | 不法投棄等       | 適宜       | 職員・委託    |
| 保守点検 | 複合遊具     | 日常点検        | 巡回時      | 職員       |
|      |          | 定期点検        | 1回/月     | 職員       |
|      |          | 精密点検        | 1回/年     | 委託       |
| 植栽管理 | 剪定       |             | 年1回以上    | 委託       |
|      | 除草       |             | 年2回以上    | 委託       |
| 小破修繕 | 補修・修繕    | 1件50万円以下    | 随時       | 職員・委託    |